家電量販店における 家電リサイクル制度への取り組みと要望

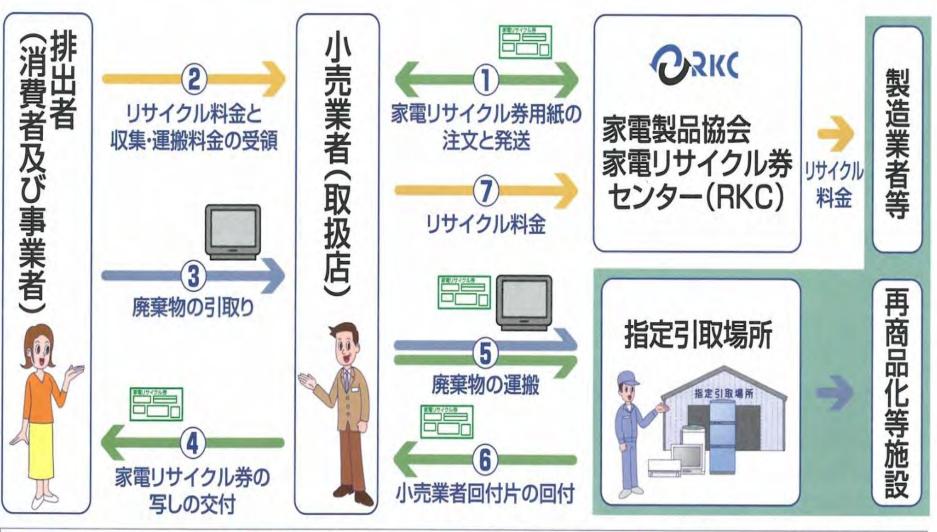
大手家電流通協会 2021.6.11

目次

1.	家電量販店における家電リサイクル券業務について	1-4
2.	回収促進に向けて取り組んだアクションプラン	
	①効果的な周知・広報	5-6
	②義務外品の回収体制の推進	7-9
3.	家電リサイクル券システムに関する要望	10
4	リサイクル費用回収方式に関する要望	11-13

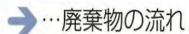
1.家電量販店における家電リサイクル券業務について

【料金販売店回収方式】



家電リサイクル券()の流れ







【リサイクル券システムの業務フロー】

家電リサイクルセンター(RKC)



リサイクル券発注→納入



自社POSシステム登録



販売データと リサイクル券のひも付け



配達先ごとにリサイクル券を仕分け







リサイクル品 引取り 配達完了

【リサイクル券】

- ①番券 小売業者控
- ②番券 回付券
- ③番券 指定引取場所控
- 4番券 排出者控
- ⑤番券 現品貼付シール

引渡し 指定引取場所(SY) リサイクル券**、料金回収** にまつわるイレギュラー業務

- ・書き損じ、紛失→再発行
- 品目誤り = 料金過不足

過不足金の 集金 or 返金

お客様へ連絡←

再訪問 or 書留送金←









【リサイクル現品周りの様々な作業】









- ・鍵のかかる格納倉庫(盗難対策)
- ・商戦期には格納しきれず 別倉庫に異動することも

- ・一品一品手作業による確認
- ・目視確認のため ヒューマンエラー根絶は不可能





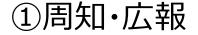




- ・異物混入が無いかダブル、トリプルチェック
- ・SY長期休業中はトラック不稼働

- ・回付券を鍵のかかる書庫で3年保管
- ・デジタル化 (ペーパーレス化)が 待たれる (坪効率、生産性)

2.回収促進アクションプランに基づいた取り組み ①周知・広報





EDUN 「の湯ボルト」 だ ケーズデンキ Joshin hope ビッジカンラ

コゴマ MYAMADA MYAZIN 田マッヤテンキ









■許可即収集者の高級請求に注意!

Suncay

Ala terras









私たちは家電リサイクル法に沿った適切な取り組みを行っています。

- ・エアコンの販売が伸びる 夏場を重点広報期間と位置付け、 周知・広報を実施
- <左記ポスターの活用>
- ・ポスターを関係主体で共有連携して相乗効果を狙う(量販店、地域店、メーカー、国、自治体、等)
- ·揭示場所 (店頭、省庁舎、自治体庁舎、 大学、駅構内、等)
- ・店頭手配りチラシとして配布
- ・クリアファイルにして配布

< その他の取り組み > 店頭が消費者との結節点 従業員の教育 接客の中で消費者への啓蒙

取り組み②義務外品回収体制の推進

義務外品の回収に関しては、もとより量販各社において、消費者から回収依頼を受ければ、義務品か義務外品かによらず全て回収に応じているのが実態です。 一方、自治体との協力関係構築において課題となっていた、小売り側と自治体側との認識のズレを解消すべく、確認書を取り交わし、相互理解を図る取り組みを致しました。

> 小売業者の引取義務の対象とならない特定家庭用機器廃棄物に係る 回収体制の構築に関する確認書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲:〇〇市(町村)〇〇課 甲課長:〇〇〇〇(印)

乙:株式会社〇〇 〇〇店 乙店長:〇〇〇〇(印)

<u>定義</u>

本書面による用語の定義は、以下のとおりとする。

家電リサイクル法:特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)

特定家庭用機器:家電リサイクル法第2条第4項に規定する特定家庭用機器(エアコン、テレビ(ブラウン管式、

液晶・プラズマ式)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機)

特定家庭用機器廃棄物:家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物

製造業者等:家電リサイクル法第4条に規定する製造業者等

小売業者:家電リサイクル法第5条に規定する小売業者

自治体担当品:特定家庭用機器廃棄物のうち、小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないもの

※「自治体担当品」という名称は、法令や国の公的文書により定められた名称ではなく、本確認書上の略称である。いわゆる「小売業者の引取義務の対象とならない特定家庭用機器廃棄物」を指すものである。

リサイクル料金:家電リサイクル法第19条に規定する料金 収集運搬料金:家電リサイクル法第11条に規定する料金

確認事項

甲及び乙は、甲における自治体担当品の回収体制の構築について、以下のとおり対応することを確認する。

甲

- 1. 甲は、自治体担当品の回収について、本書面をもって、乙に対して協力(回収の実施)を依頼する。
- 2. 甲は、自らのホームページ上又は住民に広く配布するごみカレンダーなどの紙面上(いずれか又はいずれも)において、特定家庭用機器の排出方法に関して、少なくとも下記の①から⑤の事項について住民に分かりやすく案内を行う。
- ①同種の特定家庭用機器の購入に伴い排出する場合(買換えの場合)には、購入する小売業者に引取りを依頼すること
- ②同種の特定家庭用機器の購入に伴い排出する場合(買換えの場合)ではないときは、排出する特定家庭用機器 を購入した小売業者に引取りを依頼すること
- ③同種の特定家庭用機器の購入に伴い排出する場合(買換えの場合)ではなく、かつ、排出する特定家庭用機器 を購入した小売業者が不明である等の場合には、自治体担当品の回収に協力する乙に回収を依頼すること(乙の 名称及び連絡先等を記載)
- ※「排出する特定家庭用機器を購入した小売業者が不明である等の場合」とは、例えば、譲り受けたものや 贈答品のため購入した小売業者が分からず引取りを依頼できない、購入した小売業者が廃業しており引取りを依 頼できない、引越しにより購入した小売業者が遠方になったため引取りを依頼することが現実的に困難である、 という場合が該当する。(本脚注は甲乙間のメモであり、本脚注の内容までは具体的にホームページ等に記すこ とを求めるものではない。)
- ④乙が回収するに当たっては、排出者において、回収日の●~●日程度前までに乙に申し込む必要があること ⑤特定家庭用機器の排出に当たっては、リサイクル料金及び収集運搬料金の負担が必要であること
- 3. 甲は、自治体担当品の回収の案内にあたり、上記 2. ①~⑤に係る案内のすべてを記載する。住民に対して誤解(例:乙の回収は即日行われる、あるいは、乙は無料で回収を行うなど。)を与えないよう、上記 2. ① ~⑤の一部のみを記載して案内を記載することは行わない。
- 4. 甲は、自治体担当品の回収の案内にあたり、記載内容についてあらかじめ乙の確認を受ける。
- 5. 甲は、住民から、対面、電話又は電子メールなどにより特定家庭用機器の排出方法について問い合わせがあった場合、上記 2. ①~⑤の内容を案内し、これを案内しないままに住民に対して乙に問合せを行うよう促すことは行わない。

Z

- 6. 乙は、自治体担当品の回収について、以下のとおり甲に対して無償で協力を行う。
- 7. 乙は、排出者から自治体担当品の回収の申込みがあった場合、当該自治体担当品の引取りを行う。ただし、申込みの内容が、甲が案内する上記 2. ④若しくは⑤の内容に沿わないものであるとき又はその他正当な理由があるとき(例:災害などにより乙の設備等が破損したため回収を行うことができないときなど)は、排出者にこれを説明して申込みを断ることがある。
- 8. 乙は、自治体担当品の引取りに当たっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。 以下「廃棄物処理法」という。)を遵守する。
- 9. 乙は、自治体担当品を含む特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、家電リサイクル法に基づき、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡す。なお、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合は、排出者に対してリサイクル料金及び収集運搬料金を請求しない。
- 10. 乙は、自治体担当品を含む特定家庭用機器廃棄物に関して、家電リサイクル法及び廃棄物処理法をはじめとする関係法令の遵守を徹底し、法令違反が発覚した場合には、速やかに甲に申し出る。

自治体担当品の回収について、甲又は乙が上記の対応を終えるときは、甲又は乙は●月前に申し出る。上記の確認事項の変更を行う場合も同様に●月前に申し出る。

(以上)

3.家電リサイクルシステムに関する要望

- ①家電リサイクル券の電子化(ペーパーレス化)をしていただきたい。
- ②家電リサイクル券への個人情報記載を不要としていただきたい。 省令改正を要望します
- ③有機 E L テレビの対象品目化 テレビの買い替えによる回収現場での混乱を一刻も早く解消していただきたい。
- ④家電リサイクル対象品に付随する装備品の回収を可としていただきたい。 テレビ → テレビ台 衣類乾燥機 → ユニット架台 エアコン → 室外機置台、等
- ⑤収集運搬に必要な「産業廃棄物収集運搬業許可」を不要としていただきたい。 家電リサイクル対象品のみを運搬している業者は、産業廃棄物収集運搬を業としている わけではなく、お客様にご購入いただいた家電製品を配送することを業としています。 産廃収集運搬に関する知識が必要という要件であれば、「産業廃棄物処理業の許可申請に 関する講習会」の終了をもって要件としていただきたい。 (講習会費用3万1千円+許可申請費用8万1千円+行政書士費用平均10万円)
- ⑥指定引き取り場所 (SY) の長期休業に対応する対策を講じていただきたい。 例えば、収集運搬業者敷地内での積み替え保管を可とする、など

4.リサイクル費用回収方式に関する要望

令和3年3月12日

家電リサイクル法・制度改正に関する要望書

大手家電流通協会 会長 川村 仁志

大手家電流通協会と致しましては、過去2度(平成18年5月及び平成25年7月) 「家電リサイクル費用の製品内部化」の実現に向けた要望書を提出したところですが、 あらためて本要望書を提出させていただきますので、何卒ご検討賜りたくお願い申し上 げます。

記

1.現行制度の評価及び課題について

現行制度は、平成13年の制度開始以来、回収ルートの確立については、関係各主体の努力もあり、世界に冠たる合理的で優れた制度であると評価している一方で、不法投棄や違法回収業者等の見えないフロー問題の解消が困難であることが継続的な課題となっております。また、弊会会員店舗においても、店舗駐車場等への不法投棄が後を絶たないこと、そしてその処分代金の負担や警察への手続き等にも負担がかかっていることも依然として解決できておりません。これらの課題を解決し、更なる優れた制度にしていくためにも、家電リサイクル費用の回収方式を製品価格へ内部化することが最も有効ではないかと考えております。

2.家電リサイクル費用の製品内部化について、及び要望

消費者にとって、家電リサイクル費用の負担が義務ではなく、責務としての負担協力を求めているに過ぎない中で、排出ルートによって価格差がある以上、見えないルートへの流出や不法投棄を行う動機に歯止めをかけることは難しいと思われます。家電リサイクル費用を製品価格へ内部化することで、排出時の消費者負担を無くすことが唯一の解決方法と私どもは考えます。そうすることで、適切な回収ルートでの回収率を飛躍的に上げることが出来るものと考えております。

このことは全国市長会からも提言されているところであり、私ども流通業者のみならず、 費用回収方法について、関係主体全体の納得感が得られないまま放置されている状態が 続いております。今後、関係主体が一致して制度全体の運用をより良いものにしていく うえでも費用回収方法に関する検討が必要であると思います。

また、海洋プラスチック問題やサーキュラーエコノミー等の議論も活発に行われている 昨今、時代の変化の中での費用負担、費用回収について、あるべき姿を見据える必要も あると考えております。

つきましては、費用回収方法について、関係主体が一致した理解を得るための、検討の場を設置していただけるようお願いいたします。

以上

大手家電流通協会 株式会社エディオン 株式会社ケーズホールディングス 上新電機株式会社 株式会社ノジマ 株式会社ビックカメラ 株式会社ビックカメラ 株式会社ヤマダホールディングス

第29回合同会合資料3-1

家電リサイクル法における各費用回収方式のメリット・デメリット、論点・課題の一覧表

	現行制度 (排出時負担方式)	将来充当方式 消費者は新たに製品を購入する時に、将来、その製品が廃家電となって排出され た場合の当該廃家電のリサイクル料金を支払う。		当期充当方式 消費者は新たに製品を購入する時に、同時期に発生する廃家電のリサイクル費用 に充てるためのリサイクル料金を支払う。		
		個社管理方式(A①)	資金管理法人方式(A(2))	個社管理方式(B①)	資金管理法人方式(B(2))	
制度概要	排出時に、排出者(消費者)が、 当該製品のリサイクル料金を、 小売業者を通じて各製造業者等 に支払う。	回収したリサイクル料金は各製造業者 等ごとに長期間にわたり管理し、将来 当該製品が廃棄物となって、当該製造 業者等に引き渡された際、リサイクル 費用に充当される。	回収したリサイクル料金は、資金管理法 人において管理され、将来当該製品が 廃棄物となって製造業者等に引き渡され た際、製造業者等は当該製品のリサイク ル費用を資金管理法人に請求し、資金 管理法人はリサイクル実績に応じて当該 製品のために管理されているリサイクル 料金を支払う。	ごとに管理し、当該製造業者等の製品 が廃棄物となった際、リサイクル費用に	人において管理され、同時期の廃家電	
類似制度			自動車リサイクル法		容器包装リサイクル法 欧州 WEEE. 中国 WEEE	
メリット デメリット	○長期の料金管理コスト、個品 管理システムが不要 ○排出者と負担者が一致 ○製造業者等が倒産・撤退した 場合の対応が可能 ○使用年数長期化による排出抑	○現在は家電リサイクル法ルートに回っ ○製造業者等が倒産・撤退の際に消費。 ○製品購入時にリサイクル料金が確定し ×リサイクル料金が課税対象となる可能 ×使用年数長期化による排出抑制効果。	7.7	金を回収できる 法人方式である A(2)、B(2)) 訳ができる(特に将来充当方式である A(1)	,A(2))	
	制効果あり ×排出時の料金支払忌避により、不法投棄や違法な廃棄物回収業者への排出の増加要因となる可能性あり ×製品購入時にリサイクル料金が確定していないので、リサイクル料金による製品選択ができない	○排出者と負担者が一致 ×既販品について現行の排出時負担方式を採用する場合、相当程度長期間にわたり二つの制度が並存することとなるほか、買い換えの際に消費者は二台分の 廃家電のリサイクル費用を同時に負担することとなる ×製造業者等が倒産・撤退の際に消費者が追加で負担することとなる場合がある		〇長期の個品管理システムや長期の料金管理コストが不要 〇販売時負担方式の中では比較的低コストな仕組みである(B①) ×排出者と負担者の関係が一致しない ×新規参入業者はリサイクルの負担がなく、既に撤退した製造業者等の廃家電は、リサイクル費用の回収が困難である等、事業者間で不公平が生じる(B①)		
龍点·課題	・不法投棄や違法な廃棄物回収 業者への対策やそれに伴うコストについてどのように考えるか。	・消費者による支払い拒否があった場合・製造業者等及びその受託者以外の者がいけイクル料金を販売時負担方式とした。ネット事業者を含む小売業者の全てからステムを構築するのか。 ・海外の販売店から購入した消費者にど・料金を内部化した場合、料金の「見えなの低下を招くおそれがあることをどう考・現行制度からの移行に伴って発生する・消費者がリユース目的で譲渡した場合。	入した消費者にどう対応するか。 合、料金の「見えない化」が発生するとともに、適正なリサイクル費用を転嫁できない可能性があること、費用が転嫁できなければリサイクルの質があることをどう考えるか。 に伴って発生する追加的コストについてどのように考えるか。 内で譲渡した場合の料金の扱いをどう考えるか。 ・撤退した事業者の製品について、どのような仕組みでリサイクル料金を回収する			
		・排出時に料金支払い済み製品の識別 のように行うのか。	について、マークをつけるなどの対策をど	・消費者が購入した製品と関係なくリサー ることをどう考えるか。(B②) ・排出台数と販売台数の正確な予測が	イクル費用を負担する「税」に近い制度とな 困難であり、回収したリサイクル料金の総 にどう対応するか。また、正確な消費者へ か。(B②)	
移行コスト		自動車リサイクル制度創設時における初]期コスト:約142億円			